

記載事項変更

【受付日・受付時間】

松山東警察署での手続き

月曜日から金曜日の平日のみ

午前8時30分から午後4時00分まで

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日は手続きできません。

※ 交番・駐在所では手続きできません。

運転免許センターでの手続き

○ 月曜日から金曜日

午前9時30分から午前11時00分まで 午後2時00分から午後4時00分まで

○ 日曜日

午前10時30分から午前11時30分まで 午後2時30分から午後3時30分まで

※ 土曜日・祝日・年末年始の休日は手続きできません。

【手続きに必要なもの】

○ 住所変更

新住所が確認できる書類など

○ 本籍変更

本籍記載のある住民票の提出

○ 氏名変更

本籍記載のある住民票の提出またはマイナンバーカード、在留カードの提示

【注意事項】

○ 届出は原則本人です。委任状により同居の家族に限り代理手続きができます。

※ マイナンバーカード、免許証などで同居の家族であることが確認できる方

○ 免許更新期間中の方は、免許センターで更新と同時に記載事項変更ができます。

※ 受付時間は免許センターでの更新受付時間と同じです。

【住所を確認できる書類などとは】

○ マイナンバーカード

○ 住民票

○ 在留カード

○ 本人宛に届いた消印のある郵便物および公共機関からの請求書など

※ 賃貸契約書、ダイレクトメール、消印の無い郵便物では手続きできません。